

Editorial

今月号の特集について

西塚 至

東京都保健医療局

原子力災害による健康影響と風評被害

2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれによる大津波は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）を引き起こし、12年が経過しました。

福島県産農水産物は、48の国・地域で輸入規制が解除されましたが、依然として7の国・地域が規制を継続しています（2023年8月15日時点）。また価格も固定化するなど根強い風評被害が残っています。被災地福島の復興を考えると、住民にとって最も大きな精神的苦痛はいわゆる風評被害ではないでしょうか。一方で、時間の経過とともに原発事故に関する国民の関心や被災地への応援意向が低くなるなど、風化が進んでいます。

本特集では、福島県民を苦しめる原発事故の記憶の風化と風評の固定化を打破すべく、福島県民のこころと体の健康状態を10年以上記録した「県民健康調査」を取り上げました。調査を担当した5人の専門家から、①被災者の外部被ばく、②小児と若年者の甲状腺がん、③避難生活と身体影響、④被災者のこころの問題と生活習慣病、⑤妊娠・出産への影響と次世代影響の各問題について解説いただきました。

特集冒頭では「視点」として、福島県立医科大学の安村誠司先生に原子力災害時の振り返りと公衆衛生関係者の役割について述べていただきました。環境省元担当官の小川総一郎先生には政府の風評対策と国内外への情報発信について解説を、東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センターの関谷直也先生には「風評被害」とは何であるかについて社会心理学者の視点で考察をお願いしました。必読は、UNSCEAR（原子力放射線の影響に関する国連科学委員会）元日本代表の明石真言先生の論文です。作業員の一部の悪性腫瘍に労災保険給付が認められ、「被ばくと特定のがんと因果関係が証明された」との誤解が広がった際の国際機関の迅速な対応について詳解されています。

ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害を防ごう

2023年8月24日、ALPS(advanced liquid processing system) 処理水の第1回目の海洋放出が行われ、本（2023）年度は4回に分けて約3万1,200トンを放出するとしています。処理水放出についてIAEA（国際原子力機関）は「国際的な安全基準に合致」するとの報告書を公表し、政府も処理水放出について科学的に安全だと根拠を示していますが、漁業者や国民の中には不安を抱える人が一定数います。政府と東京電力には厳格な監視と情報発信が求められます。

公衆衛生関係者の皆さんには、正確な情報の発信と、福島県はじめ東日本大震災の被災地の復興を応援していただくことを切にお願いします。